

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 近年、我々が日常的に使用し、ごみとして排出しているプラスチックごみなどによる海洋汚染が、地球規模で環境問題として顕在化し、私たちの生活にも様々な影響を与えており、廃棄物の適切な取扱いは、社会の持続性にもつながる大きな課題となっています。
- また、世界の天然資源の採取が、地球全体の温室効果ガス排出量の大きな要因となり、更には、生物多様性にも深刻な影響をもたらしています。
- 加えて、国際的な資源獲得競争の高まりにより、資源（特に希少物資）の確保が難しくなる懸念が強まっており、国内で資源を循環させて最大限活用することは、国際的な産業競争力や経済安全保障の強化の面で重要性を増しています。
- これまで、廃棄物の削減、循環型社会の形成に向けては、平成12年（2000年）6月に循環型社会形成推進基本法、その他各種リサイクル法が制定されるなど、3Rの推進や廃棄物の適正処理に向けての取り組みが進められてきたところです。
- しかし、先に述べた世界が直面する課題を解決し、未来に向けて、持続可能な社会を形成するためには大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形的な経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が強く求められるところです。
- また、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などの大規模な災害に見舞われ、大量に発生した廃棄物を市町村や関係団体と一体となって適正かつ迅速に処理する中で、改めて平時からの備えが重要であることを認識しました。
- さらに、市町村による一般廃棄物の処理を、将来に渡って適切に持続していくためには、長期的計画に基づく一般廃棄物処理施設の広域化も進める必要があります。
- このような様々な課題がある中、SDGsの視点（本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲットは、表1-1-1のとおり）も踏まえ、県民、事業者、市町村等との連携・協働のもと、本県の実情を踏まえた持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた取組みをより一層進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、第6期（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））の廃棄物処理計画を策定します。

表 1-1-1 本計画が対象とする SDGs のゴールとターゲット

	ゴール	ターゲット
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	2030 年までに、 <u>有害化学物質</u> 、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。(3.9)
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、 <u>全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</u> (4.7)
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	2030 年までに、 <u>汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化</u> 、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。(6.3)
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける <u>再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</u> (7.2)
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、 <u>持続可能性を向上させる。</u> すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。(9.4)
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	2030 年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に <u>特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</u> (11.6)
	持続可能な生産消費形態を確保する	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。(12.3) 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、 <u>環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</u> (12.4) 2030 年までに、 <u>廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</u> (12.5)
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<u>気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</u> (13.3)
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	2025 年までに、 <u>海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</u> (14.1)
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、 <u>効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</u> (17.17)

第2節 計画の性格と役割

- 本計画は、「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画です。

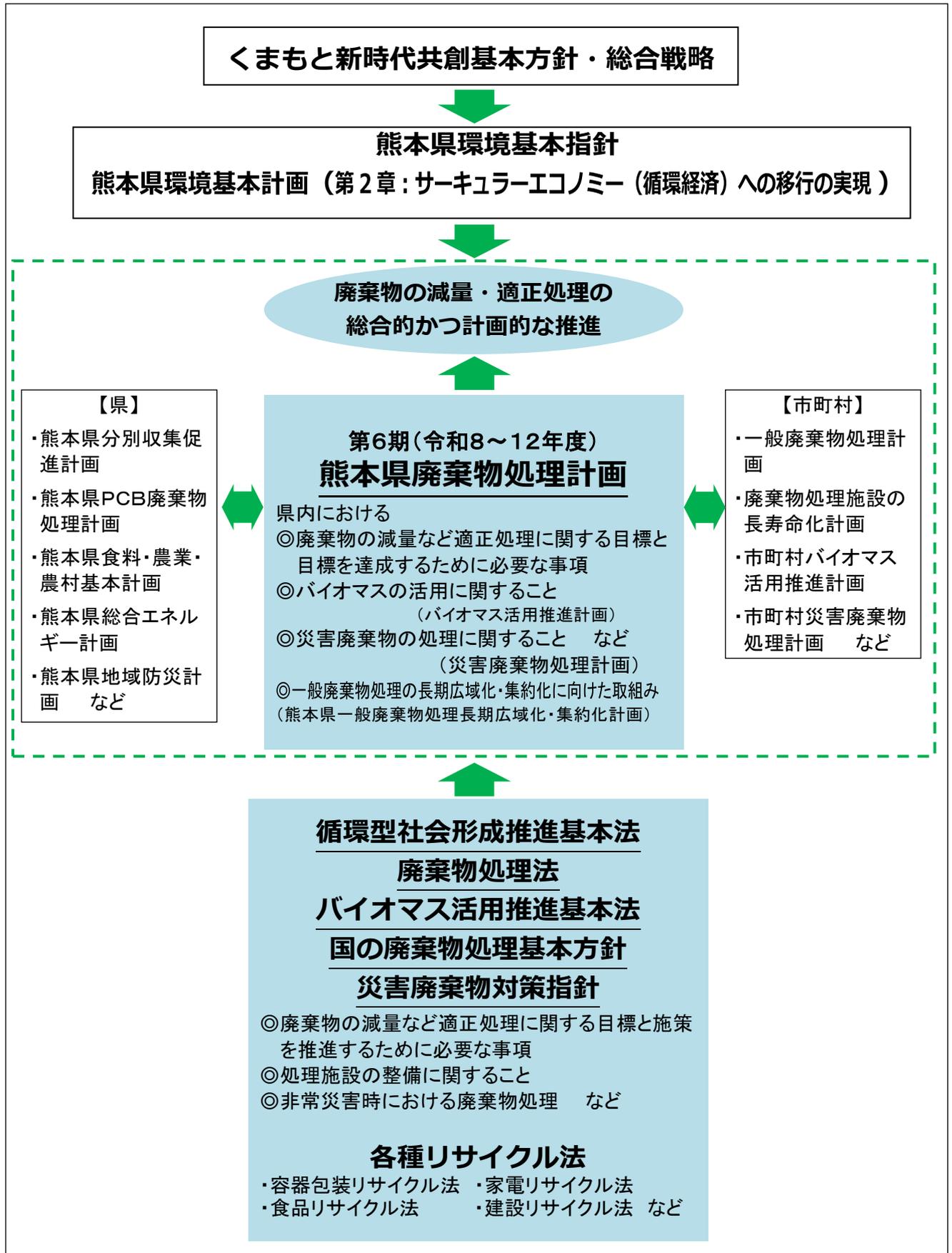
第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。
- また、計画期間内でも、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、必要な見直しを行います。

第4節 計画の位置付け

- 本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県政運営の基本方針「くまもと新時代共創基本方針・総合戦略」や「熊本県環境基本計画（第2章：サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現）」を上位計画とした循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。
- 「熊本県分別収集促進計画」や「熊本県PCB廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。
- 本計画中の「バイオマス活用の推進に向けた取組み」については、バイオマス活用推進基本法第21条の規定による「熊本県バイオマス活用推進計画」として位置付けます。
- 「災害廃棄物の処理に関する事項」については、平成30年（2018年）3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」を参考としながら、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年（2025年）環境省告示第6号。以下「国の基本方針」という）に基づく「熊本県災害廃棄物処理計画」として位置付けます。
- 「一般廃棄物処理の長期広域化・集約化に向けた取組み」については、令和6年3月29日付け環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づく「熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」として位置付けます。

図 1-4-1 本計画の位置付け



第5節 前計画策定（令和3年（2021年）3月）以降の国の動向

○ 各種制度の整備が、次のとおり行われました。

令和3年 6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布（製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる。）

令和4年 9月 「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」閣議決定（農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進や製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェアを国産バイオマス産業による獲得を目指す。）

令和5年 6月 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」変更（2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、所要の変更を行った。）

令和5年 6月 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（2023年度から2027年度の5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画を策定。）

令和6年 5月 「第六次環境基本計画」閣議決定（政府の環境施策の大綱を定めるもの。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す。）

令和6年 5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布（資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指す。）

令和6年 8月 「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第五次計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、各施策の方向性を示した。）

令和6年 8月 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」閣議決定（高濃度PCB廃棄物について、北九州・大阪・豊田事業地域での処理事業を終了し、今後、北海道事業所にて同エリアの高濃度PCB廃棄物を処理することとした。）

令和7年 2月 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」変更（令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定した。）